

# 本研究会について

---

# 「内部統制ガイドライン」策定について

## 前提

- 平成29年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが（その他の市町村は努力義務）、具体的な内容については各地方公共団体が、それぞれの実情を踏まえ検討することとされている。
- 本研究会においては、国会審議等の状況を踏まえ、各地方公共団体において内部統制をスムーズに導入できるようにするための「手順書」として、ガイドラインを作成することとする。

※国会審議において、「今後、先行的モデル事例の紹介などによりまして支援していく、あるいは、必要に応じて、国においてガイドラインの策定などについても検討してまいりたい」としている。

## 議論の進め方

- 研究会においては、地方公共団体における内部統制制度のあり方及び導入プロセスについて、ご議論いただくことを想定。
- 特に、「長による内部統制の評価及び報告」及び「監査委員による内部統制評価報告書の審査」について、重点的にご議論いただき整理する。
- これまでの研究会及び今回の研究会での議論・整理等をもとに、具体的に、各地方公共団体で、①どの主体が、②どのような手順で、③どのような作業を行い、④どのような点に留意する必要があるのかを示し、ガイドラインとする。

# 「内部統制ガイドライン」のフレーム①

## 第1回内部統制部会で議論予定

### I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

地方公共団体における内部統制の概要を記載。特に、重要な原則として、下記の3点を強調。

- ①長の意識が「統制環境」に最も大きな影響を与える重要なものであること
- ②団体ごとに直面するリスク等の違いを踏まえた創意工夫が必要なこと
- ③業務の効率化やリスクの減少等を通じて職員にとってもメリットがある取組とすべきこと

### II 内部統制に関する方針の策定・公表

内部統制に関する方針の内容として、下記について、策定・公表の手順を記載。

- ①団体ごとに対応すべき主要なリスクを踏まえた、内部統制の大目的
- ②長を含めた幹部の責任・役割の分担や意思決定の仕組み等の全庁的な体制の整備のあり方

※方針の策定・公表プロセスを通じて、長の意識の向上を図る

### III 内部統制体制の整備

内部統制体制として、下記について、整備の手順を記載。

- ①各部局に対して内部統制についての意義等を浸透させるための会議の設置等
- ②内部統制推進部局・各部局の具体的取組としてのPDCAサイクル

※PDCAサイクルのモデルケース・様式等を示し、リスクを前提とした業務のあり方のスムーズな導入・段階的な取組の発展につなげる

# 「内部統制ガイドライン」のフレーム②

## 第2回以降の内部統制部会で議論予定

### IV 長による内部統制の評価及び報告

内部統制に関する方針及び内部統制体制の整備状況について、内部統制の基本的要素ごとに行う評価の項目や内部統制評価報告書の記載の仕方を含め、評価の手順について記載。

- ①統制環境（内部統制に関する方針・全庁的な体制整備）
- ②リスクの評価と対応（PDCAサイクルのP）、③統制活動（PDCAサイクルのD）
- ④モニタリング（PDCAサイクルのC）、⑤情報と伝達、⑥ITへの対応

（主な論点①）全庁的な評価及び個別のプロセスレベルの評価のあり方。

（主な論点②）評価範囲をどのように設定することが望ましいか（部局毎に数年でローテーションするか、各部署のプロセスからサンプリングするかなど）。

（主な論点③）評価意見として何をどの程度詳細に記載するか。評価結果としての有効性の基準をどう示すか。

### V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

長による評価手続きや範囲、結果等に不備がないかといった観点から審査を行う際の手順を記載。併せて、財務監査等その他の監査において確認された内部統制上の不備の扱いを記載。

（主な論点①）実務上どのように審査を行うか（金商法では(1)財務諸表監査と一体として互いに監査証拠を融通、(2)経営者が評価範囲を決めた段階で当該範囲について監査人と協議、(3)期末時点で指摘が改善されていれば適正）。

（主な論点②）審査意見として何をどの程度記載するか。審査結果としての適正性の基準をどう示すか。

# 「監査指針」策定について

## 前提

- 昭和22年に地方自治法が施行されて70年を経過したところであるが、地方公共団体のガバナンスの要である監査制度については、地方公共団体に関する全国統一的な監査基準が存在しないため、監査の実施目的や実施方法が判然とせず、各監査委員の裁量に委ねられていることから、各地方公共団体の監査の実施状況に差異が生じている状況となっている。
- また、人口減少社会において地方公共団体の経営資源が限られていく中、全国的に地方公共団体の業務の適切な実施を確保することが求められており、そのためにも監査の実効性の確保が重要であると考えられる。

## 議論の進め方

- 研究会においては、地方公共団体の監査の現状を把握・分析し、あるべき姿等について、ゼロベースでご議論いただくことを想定。
- 特に、リスクの評価や着眼点、証拠収集の方法などといった「監査の実施」に当たっての論点について、重点的にご議論いただき整理する。
- 研究会での議論・整理を通じて、監査における基本原則（監査基準（案）となりうるもの。）を明らかにするとともに、それに沿った実務のあり方を実施要領として策定し、両者をあわせて監査指針とする。